公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第59号
2020年1月1日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市東本町5-17 ねむの木ビル２階　TEL 0957-22-8479
印刷所／諫早印刷株式会社

大村市 ふくしげ竹灯籠まつり

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し　地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する　経営者の団体である

2020年 年頭のご挨拶

公益社団法人 諫早大村法人会 会長　**髙　瀬　嘉　博**

新年あけましておめでとうございます。心より初春のお慶びを申し上げます。

昨年５月の総会にて当法人会会長を仰せつかり、早７か月を過ぎました。この間法人会会員の皆様、役員の皆様方をはじめ税務ご当局、女性部会・青年部会の皆様の温かいご支援ご協力を頂戴し、お陰さまで一歩一歩前へ進ませていただいております。

法人会は、公益社団法人として会員企業の皆様方の発展のために、更に広く市民の皆様方・地域社会の発展の為に、活動させていただいております。

まず、当会の目的であります「税知識の普及、納税意識の高揚」を図るため、税務ご当局のご支援を得て、決算説明会、新設法人説明会、消費税に関する説明会を今年度はこれまで延べ12回重ねさせていただいております。

また、労働基準法の改正や、働き方改革に対応するためのセミナーを２回開催いたしました。いずれの事業におきましても多くの皆様のご参加をいただき感謝申し上げます。

加えて、社会貢献事業の一環といたしまして、小学校高学年を対象とした、租税教室及び絵はがきコンクールを、青年部会・女性部会を中心に税務ご当局のご協力を得まして、行っているところでございます。

これからも、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である法人会の理念のもと、引き続き皆様方のご理解とご支援を得て、もっともっと仲間（会員）が増加してより充実した活動ができますようお願い申し上げます。

本年も皆様にとりまして、輝かしい年になりますよう心よりご祈念申し上げます。

- 消費税には申告・納付期限(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

✔ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
✔ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
✔ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
✔ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

新年のあいさつ

諫早税務署長　植松浩行（うえまつひろゆき）

新年あけましておめでとうございます。

令和２年（子の年）の年頭に当たり、公益社団法人諫早大村法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素から髙瀬会長をはじめ、役員及び会員の皆様方並びに事務局におかれましても、税務行政への深いご理解と格別のご支援をいただいており、厚く御礼申し上げます。

早いもので、私が昨年７月に諫早税務署に赴任いたしまして、半年となりました。

この間、法人会として会員数の拡大などの各種の課題に取り組まれながら、「税のオピニオンリーダー」として、決算法人説明会、新設法人説明会及び消費税軽減税率説明会の開催などの税知識の普及活動を、また、女性部会、青年部会におかれましては、絵はがきコンクール、租税教室の実施などの次代を担う児童・生徒への租税教育にもご尽力いただいております。

特に、本年10月から実施された消費税軽減税率制度につきましては、数多くの説明会を開催していただき、おかげさまで、幅広く制度の周知・広報をすることができております。

これら全て、髙瀬会長を中心とした役員及び会員の皆様方並びに事務局を含めたご協力の賜物であり、諫早税務署職員一同、関係する皆様方に深く感謝いたしております。

ところで、税務署では、これから令和１年分の所得税・贈与税等の確定申告が始まります。

昨年より、e-Taxでの申告について、従来の「マイナンバーカード」に加えて、税務署に申請いただいて、「ＩＤ･パスワード」を取得することにより、ご自宅のパソコンやスマートフォンでの電子申告ができるようになり、本年から、２か所以上の給与所得がある方や、年金収入や副業等の雑所得がある方などにも、スマホで申告できる方の範囲が広がっています。

混雑する税務署に出向くことなく確定申告ができますので、会員の皆様方の社員様などで確定申告の必要な方には、是非ご利用いただくようお勧め願います。

結びに、新年の子の年は何事も始まりの年のようです。諫早大村法人会の皆様方にとって、素晴らしい年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和元年分　確定申告期における税務署の閉庁日対応

◆閉庁日に対応する日

令和２年２月24日（月）及び３月１日（日）

※受付時間：両日とも午前９時から午後４時まで

◆申告会場

ＮＢＣ別館（長崎市上町１－３５）

※長崎税務署の庁舎では、申告相談を行いません。

※ＮＢＣ別館は長崎税務署の職員が対応いたします。

◆対応業務

・確定申告書用紙の配付　・申告相談

・確定申告書の収受　・納付相談

第36回法人会全国大会　三重大会

令和元年10月３日㈭　津市産業・スポーツセンター　参加者約1,800名

第１部　記念講演
【演題】『皇室と神宮』
【講師】伊勢神宮　広報室広報課長
音　羽　　悟 氏

第２部　式　　典

第３部　懇 親 会

法人会全国大会三重大会は、星野国税庁長官、鈴木三重県知事をはじめ多数のご来賓をお迎えし開催されました。記念式典において、令和２年度税制改正に関する提言の趣旨説明が行われ、政府、各政党、地方自治体の首長、議会議長への提言を行うことが確認されました。

令和２年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

髙瀬法人会長による提言活動

11月18日　園田大村市長

11月18日　伊川大村市議会議長

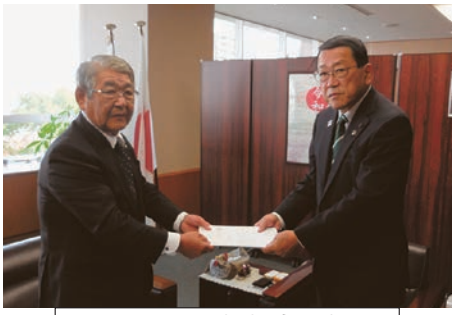

11月25日　宮本諫早市長

11月25日　田川諫早市議会議長

第33回法人会全国青年の集い　大分大会

令和元年11月７日㈭～８日㈮
lichico総合文化センター、ホテル日航大分オアシスタワー　参加者約2,500名

全国青年の集い大分大会に当会から髙島正太郎青年部会長が参加しました。大会では、租税教育プレゼンテーション、全国部会長サミット、円卓会議等、熱気あふれる会場で活発な意見交換・討議が行われました。

改正労働基準法対策セミナー

７月26日　諫早市
社会保険労務士　　赤澤　将氏

12月11日　諫早市
特定社会保険労務士　　荒木康之氏

消費税の軽減税率制度説明会

９月11日大村市　　９月12日諫早市　　10月23日大村市　　10月24日諫早市
諫早税務署法人課税第１部門　　上席調査官　松岡留美氏

令和元年度『中学生の「税についての作文」』の受賞者の紹介

福岡国税局長賞　未来の１ピース

長崎県立諫早高等学校附属中学校３年１組　吉　岡　優　衣 さん

「１億円プレゼントします。自由に使ってください。」

もしあなたがそう言われたら、１億円を何に使いますか。

夏休みにテレビを見ていたときに、私は1988年の「ふるさと創生事業」という政策を初めて知りました。その政策では地方自治体に地方交付税として自由に使える１億円が配られたと聞きました。しかし、決して安い額ではないからか批判も多くあったそうです。私は、その１億円が各地でどのように使われたのだろうかと興味を持ち調べてみました。

私のふるさとである長崎県では、この事業で建設した滑り台の維持費をまかなえず放置されていたり、他の地域でも銀行に預けたことによって巨額の利子が発生したりと、ふるさとが活気であふれるどころか、むしろ町の負担になっている地域も多くあり、私はとても残念に思いました。これでは批判的な意見が出るのも仕方がないように感じていたとき、こんな見出しのニュース記事が目に留まりました。

「ふるさと創生成功例　葛尾村　ＩＴ事業で迅速避難」（東京新聞より）

この記事によると、福島県三春町葛尾村では、福島第一原発事故の前に村民全員が避難し、被害を防ぐことができたそうです。そのきっかけこそが「ふるさと創生事業」だったのです。

葛尾村では、交付された１億円を使って役場の情報を全世帯に一斉通報できるＩＰ放送を設置しました。これを活用したことにより、事故が起こる前の迅速な避難が可能だったそうです。ふるさと創生事業は失敗だったのではないかと思っていた私は、この事業があったからこそ多くの命が救われたことを知り、とても温かい気持ちに包まれました。

税がない世界を知らない私たちは、普段当たり前のように税を納めています。このふるさと創生事業の源も税金です。

でもこの当たり前に私たちが払う税金で誰かの「ふるさと」である遠くの町に住む人達の未来を守ることができたのです。

今年は消費税が８パーセントから10パーセントに引き上げられることも決まっています。その分私たちの負担も増えるでしょう。しかし、その税が誰かの未来を守ります。

この国で生きる自分、家族、友達、みんなの未来をもっと輝くものにします。

これからあなたが税を支払うとき、あなたが手に持つその税金が未来の１ピースになることを思い出してみてください。なんだかとってもわくわくしてきませんか。

～税務署からのお知らせ～

多くの方に ご利用いただいています! スマホ申告！

手書きが面倒、簡単に申告書を作成したい・・・という方は必見！！

まずは国税庁ＨＰへアクセス！！

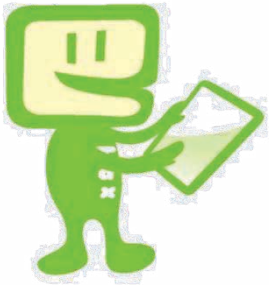

スマホのカメラでＱＲコードからアクセスできます。

スマホ画面の案内に従って申告書作成・送信！

マイナンバーカードを使って送信

① マイナンバーカード

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード　取得方法

② マイナンバーカード対応のスマートフォン

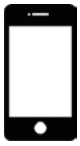

一部の端末のみ

IDとパスワードで送信

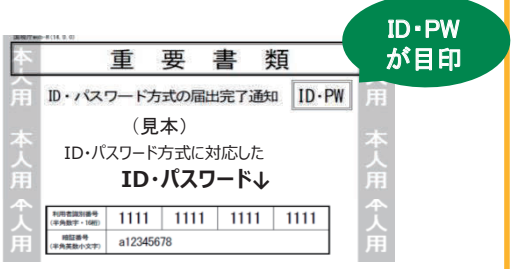

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載 ＋ **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認書類とは、　例１：マイナンバーカード、例２：通知カード 及び 運転免許証 など

※　e-Taxで申告書を提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

諫早税務署　（０９５７）２２－１３７０

ご用件に応じて番号を選択してください。

確定申告に関するお問合せ ➡ 「０」番をプッシュ　【令和２年１月15日～３月１６日まで開設】
所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関するお問合せ
【確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。】

国税に関する一般的なお問合せ ➡ 「１」番をプッシュ
【電話相談センターの担当者におつなぎします。】

確定申告会場は、2月17日(月)から開設します

所得税・贈与税の申告と納付は　令和２年３月１６日（月）まで

個人事業者の消費税の申告と納付は　令和２年３月３１日（火）まで

- 会場開設当初と申告期限間近は、特に混雑することが予想されます。
- 混雑状況により早めに申告会場の受付を終了する場合があります。

【確定申告会場】

会場　**諫早税務署**
〒854-8666　諫早市永昌東町25番45号

期間　令和2年2月17日(月)から
令和2年3月16日(月)まで
※　土曜日、日曜日及び祝日等は、開設しておりません。

受付　午前9時から午後4時まで
※　会場にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

JR諫早駅・島原鉄道諫早駅・バスターミナルから徒歩5分

税理士会が行う無料申告相談センター
<九州北部税理士会による税務支援事業>

会場　**長崎サンプリエール　5階**
長崎市元船町2番4号

期間　令和2年2月5日(水)から
令和2年2月6日(木)まで

受付　午前9時30分から午後3時30分まで
※　最終日は午後2時30分まで

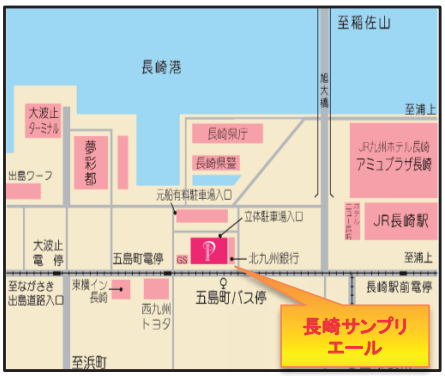

※　次に該当する場合は受け付けていません。
- 事業所得、不動産所得又は雑所得（年金所得を除く。）がある方で、前年分の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円を超える方
- 前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える方
- 給与所得がある方で、給与収入総額が800万円を超える方
- 土地・建物等及び株式等の譲渡所得がある方
- 相続税・贈与税の申告又は相談を行う方

※　お越しいただく際には、前年の申告書の控えを併せてご持参ください。